

しまね長寿の住まいリフォーム助成事業補助金交付要綱
((財) 島根県建築住宅センター)

(趣旨)

第 1 この要綱は、財団法人島根県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が実施するしまね長寿の住まいリフォーム助成事業の補助金の交付等について、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金交付要綱（平成 21 年 8 月 5 日付け建第 735 号。以下「交付要綱」という。）及びしまね長寿の住まいリフォーム助成事業実施要領（平成 21 年 8 月 5 日付け建第 735 号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、次により予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の対象者及び補助金の額並びに限度額)

第 2 補助金の交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

補助金交付の対象者	県内に存する自ら居住する既存一戸建て住宅をバリアフリー改修する住宅の所有者
補助金の額及び限度額	バリアフリー改修（増改築工事にあわせて行うものを含む）に要する工事費の 23% 以内の額で、1 戸当たり 40 万円を上限とする。（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）

(補助金の申込み)

第 3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、工事を着工するまでに、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業補助金申込書（様式 1）（以下「申込書」という。）に関係書類を添えて建築住宅センターに補助金の利用を申し込むものとする。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 工事場所を記入した付近見取図
- (2) 工事概要を記載した平面図（現況及び改修計画がわかるもの）
- (3) 補助対象チェックシート
- (4) 補助対象工事費の内訳書
- (5) 写真（工事予定箇所の状況）

3 建築住宅センターは、第 1 項の申込書を受理したときは、その申込み内容を審査のうえ、補助金利用予定者（以下「利用予定者」という。）を選定し、本人に通知（様式 2、3）するものとする。

(補助金の利用辞退)

第 4 利用予定者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届（様式 4）により、直ちに建築住宅センターに届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 利用予定者は、工事完了後、補助金交付申請書（様式 5）に関係書類を添えて、建築住宅センターに提出するものとする。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

ただし、(1)から(3)の書類は申込書及び関係書類の内容と同じ場合は省略することができる

- (1) 工事概要を記載した平面図
- (2) 補助対象チェックシート
- (3) 補助対象工事費の内訳書
- (4) 請負契約書等契約額が確認できる書類の写し
- (5) 写真(補助対象部分の着手前状況及び完成状況)

(補助金の支払い)

第6 建築住宅センターは、補助金交付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、検査員が現地を確認し適当と認めるときは、申請者へ交付決定を通知(様式6)するとともに、指定する口座へ速やかに補助金を振り込むものとする。適当と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知(様式7)するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月5日から施行する。